

# 厚生労働大臣が定める揭示事項について

## ■明細書発行体制等加算

当院は「明細書発行体制等加算」の施設基準を届け出ている保険医療機関です。再診料に明細書発行体制等加算 1 点を算定しています。

## ■夜間・早朝等加算

当院は「夜間・早朝等加算」の施設基準を届け出ている保険医療機関です。下記の時間に限り 50 点を算定しています。

平 日：18:00 以降

土 曜 日：12:00 以降

日・祝日：全日

## ■一般名処方加算

現在、一部の医薬品について十分な供給が難しい状況が続いています。当院では後発医薬品のある医薬品について、特定の医薬品名を指定するのではなく、薬剤の成分をもとにした一般名処方を行う場合があります。

※一般名処方とは、お薬の商品名ではなく有効成分を処方せんに記載することです。

長期収載品について医療上の必要性があると認められない場合、患者さまの希望による処方の場合は選定療養が適用されることをご理解ください。

一般名処方加算 1 … 10 点

(後発医薬品が存在する全ての医薬品が一般名処方されている場合)

一般名処方加算 2 … 8 点

(後発医薬品が存在する先発品のうち 1 品目でも含まれている場合)

# 厚生労働大臣が定める揭示事項について

## ■医療 DX 推進体制整備加算（初診時月 1 回）

当院はオンライン資格確認等システムにより取得した医療情報等を活用して診療を実施しており、レセプトオンライン請求など医療 DX を通じて質の高い医療を提供できるよう取り組んでおります。

現在、初診料に医療 DX 推進体制整備加算 8 点を算定しています。

## ■医療情報取得加算（初診時または再診時 3 ヶ月に 1 回）

当院はオンライン資格確認システムを導入しており、マイナ保険証を活用し受診される患者さんの同意により診療情報、薬剤情報、特定健診情報、その他必要な診療情報を取得・活用することで質の高い医療提供に努めております。

初診時 1 点

再診時（3 ヶ月に 1 回） 1 点 を算定しています。

## ■コンタクトレンズ検査料

初診料／291 点

再診料／76 点

コンタクトレンズ検査料 3／56 点

コンタクトレンズ装用のために受診の方であっても、診療内容等により異なった診療費用を算定する場合があります。

診療医師名：室谷 英治